

学校区児童館個別施設計画



令和 2 年 2 月

令和 5 年 3 月改定

阿見町

第1章 計画の概要

1-1. 計画策定の背景

全国の自治体では、過去に建設された公共施設等がこれから大量に大規模改修や建て替えの時期を迎えることが懸念され、人口減少により公共施設等の需要が変化することが想定されています。そこで、総務大臣より各自治体に対し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画（公共施設等総合管理計画）の策定に取り組むよう、通知が発出されました。

阿見町においても、1970年代から1980年代における急激な人口増加に伴い、公共施設の建設、道路や上下水道などのインフラ整備が行われ、今後、建物の大規模改修や建て替え、舗装や配水管等の更新が必要となってくることが予測されます。

これらの課題を解決するためには、町の公共施設等の全体を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化を計画的に行い、財政負担の軽減・平準化を図らなくてはなりません。そこで、町の公共施設等の計画的な管理及び最適な配置に関する基本的な方針を定めるため、平成29年3月に「阿見町公共施設等総合管理計画」が策定されました。

本計画は、「阿見町公共施設等総合管理計画」に定める方針を踏まえ、令和2年2月に策定し、令和4年3月の閉館に併せて令和5年3月に改定を行いました。

1-2. 対象施設

本計画では「学区児童館」の建物を対象とします。

1-3. 計画期間

上位計画である公共施設等総合管理計画の計画期間は、大規模改修や更新のサイクルとなる「40年間」を見通した基本方針であり、「10年ごと」に見直しを行うとされています。

個別施設計画は、建物の長寿命化及び大規模改修を見据えた具体的かつ中長期的な計画とするため、計画期間を「10年」とします。

1-4. 計画の構成

本計画は、本編（対策の優先順位の考え方等）と別紙「中長期保全計画」（対策内容・時期・費用等）の2部により構成します。

| | 施設名 | 数量 | 単価 | 延床 | 延坪 | 延坪 | 延坪 | 延坪 | 延坪 |
|-----|---------|----|-------|----|---------|----|----|----|----|
| 建物 | アコモドハウス | 25 | 129万円 | | 3,225㎡ | | | | |
| | 調理施設 | 25 | 95万円 | | 2,375㎡ | | | | |
| 付帯 | 体育室・会議室 | 15 | 85万円 | | 1,275㎡ | | | | |
| | ホール | 15 | 115万円 | | 1,725㎡ | | | | |
| 器具 | 椅子 | 40 | 115万円 | | 4,600万円 | | | | |
| | 図書 | 20 | 115万円 | | 2,300万円 | | | | |
| 設備等 | 空調 | 85 | 115万円 | | 9,775万円 | | | | |
| | 照明 | 50 | 115万円 | | 5,750万円 | | | | |
| その他 | 電気 | 30 | 105万円 | | 3,150万円 | | | | |
| | 水道 | 30 | 115万円 | | 3,450万円 | | | | |
| 計 | 延床 | 25 | 115万円 | | 2,875㎡ | | | | |
| | 延坪 | 25 | 115万円 | | 3,025㎡ | | | | |
| 設備等 | 空調 | 25 | 115万円 | | 2,875万円 | | | | |
| | 照明 | 25 | 115万円 | | 2,875万円 | | | | |
| その他 | 電気 | 25 | 115万円 | | 2,875万円 | | | | |
| | 水道 | 25 | 115万円 | | 2,875万円 | | | | |
| 計 | 延床 | 25 | 115万円 | | 2,875㎡ | | | | |
| | 延坪 | 25 | 115万円 | | 3,025㎡ | | | | |

1-5. 計画の位置づけ

町では、まちづくりの方向を示す町の最上位計画として第6次総合計画を平成26年3月に策定しています。さらに、第6次総合計画で定められた施策を実施するための具体的な事業を位置付ける「3か年実施計画」を策定しており、ローリング方式で毎年度見直しを行っています。この3か年実施計画は予算編成の指針としての役割も有しており、各公共施設・インフラ等に関する個別の修繕に関する計画についても、中長期保全計画を基本として3か年実施計画の検討の中で調整を行います。

また、町では、社会情勢の変化や地方分権の推進、町民ニーズの高度化・多様化等に対応し、持続可能な行政運営を実現するため、行政改革を継続して取り組んでいく基本方針として「行政改革大綱」を制定しています。行政改革大綱に示された基本方針・推進施策に基づく具体的な実施項目は「行政改革大綱実施計画」として整理しており、その一つの項目として「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進」を行うものとしています。

1-6. 進行管理

①修繕の実施

- ・当該年度の予算に基づき、担当課は工事に関する発注や契約の事務を行い、修繕を実施します。必要に応じて営繕担当課に支援を仰ぎ、工事の施工管理を行います。

②修繕内容の記録、評価

- ・竣工後は、竣工検査を行い、施工内容について評価を行います。
- ・修繕の内容は施設管理台帳に記録します。

第2章 施設の概要

2-1. 施設設置の背景と目的

学校区児童館は、児童福祉法に基づき、乳幼児と児童のために健全育成に関する各種事業を行い、もって健全指導に寄与することを目的に設置されました。

- ・根拠法：児童福祉法第35条第3項、第40条
- ・根拠条例：阿見町児童館の設置及び管理に関する条例（昭和40年3月11日条例第10号）、阿見町児童館管理規則（平成21年3月4日規則第5号）

2-2. 施設の役割と利用状況

学校区児童館は、町の福祉施策の中で児童の健全育成を推進する役割を担っています。主に下記の事業を実施し、令和3年度は年間延べ約3,600人に利用されています。

1. 一般来館

- ・対象者：乳幼児と保護者・小学生など
- ・内容：自由遊びの見守り・遊びの提供・育児相談を行い、児童等の自主性・社会性・創造性が高められるように関わる。
- ・利用者数：2,507人（令和3年度）

2. 育児サークル

- ・対象者：就学前の乳幼児とその保護者
- ・内容：親子ふれあい遊びやリズム運動・リトミック、絵本の読み聞かせなどを児童厚生員が提供している。また、季節ごとのイベントを行ったり、「うごく児童館」として町内の施設や公園に出向いて活動している。
- ・利用者数：1,154人（令和3年度）



3. クラブ・教室活動事業

- ・対象者：小学生児童
- ・内容：登録制で一輪車やダンスなどの活動を行う。
- ・利用者数：—人（令和3年度）
(新型コロナウイルス感染防止対策のため中止)

4. 健全育成事業

- ・対象者：小学生児童
- ・内容：申込制で夏休み期間中や土曜日を利用して児童厚生員が製作を教えたり講師を招いてフラワーアレンジメントや粘土細工教室などを開いている。
- ・利用者数：—人（令和3年度）
(新型コロナウイルス感染防止対策のため中止)



5. 地域活動事業

- ・対 象 者：小学生児童・シルバークラブ員
- ・内 容：小学生は申込制で、地域のシルバークラブ員の皆さんと季節の行事などのイベントを楽しみ交流を図っている。
- ・利用者数：一 人（令和3年度）
（新型コロナウイルス感染防止対策のため中止）

2-3. 建物の概要

・ 学校区児童館

総延床面積：249.00 m²

整備費用：30,150 千円

建築年：1974年（S49）

2021年度（令和3年度）閉館

| | |
|-----------------------|------------|
| 建物名 | 学校区児童館 |
| 建築年 | 1974年(S49) |
| 築年数(2023年3月時点) | 49年 |
| 構造 | 木造 |
| 耐震補強 | 未実施 |
| 延床面積(m ²) | 249.00 |

第3章 個別施設の状態等

3-1. 施設管理台帳の整備

大規模修繕等の履歴について、施設管理台帳として記録します。

3-1-1. 学校区児童館の大規模修繕履歴

2023.3

| 工事種別 | 最新実施年 | 内容 |
|--------------|-----------|--------------------------------|
| 建築 構造 | | |
| 建築 屋根 | 2018(H30) | 2012年:屋根修繕工事 2018年:屋根防水補修工事 |
| 建築 外部 | | |
| 建築 建具 | | |
| 建築 内部仕上 | | |
| 電気 受変電 | | |
| 電気 電力 | | |
| 電気 通信・情報 | | |
| 電気 通信・情報(防災) | 2018(H30) | 2018年:非常通報装置交換工事 |
| 機械 空調設備 | 2017(H29) | 2017年:ホールエアコン交換工事 |
| 機械 換気設備 | | |
| 機械 排煙設備 | | |
| 機械 自動制御設備 | | |
| 機械 給排水設備 | | |
| 機械 衛生設備 | 2011(H23) | 2011年:和便器から洋便器に改修 |
| 機械 消火設備 | | |
| 機械 昇降機その他 | | |

※修繕内容が部分的なものは最新実施年には反映していない。

3-2. 点検・診断の方針

現在、学校区児童館は閉館していますが、建物解体までは周辺環境への安全等を考え、定期的に法定点検や外観目視等の点検を行います。

3-3. 学校区児童館の点検結果

別紙「調査報告書」参照

第4章 管理の方針

公共施設等総合管理計画では、「平成 29 年度以降の 30 年以内に、町の公共施設の延床面積を平成 26 年度末時点から 20%削減し、面積の適正化を進める」とされており、学校区児童館については、「代替施設の確保について検討します」とされています。

中長期保全計画の作成においては各設備等の耐用年数及び修繕履歴に基づき実施時期を検討することになりますが、限られた財源の中ですべての修繕を行うことは困難であるため、他施設の修繕事業と合わせて実施年度の調整が必要となります。その判断基準として、目標使用年数や施設の特性、利用実態などを踏まえて、対策の優先順位を設定するものとします。

4-1. 阿見町公共施設等総合管理計画における基本的な方針

阿見町公共施設等総合管理計画では、児童厚生施設の基本的な方針として下記のようにまとめています。

- ▶ 児童厚生施設は、町の子育て支援の施策を推進する観点から一定の面積を確保します。
- ▶ 学校区児童館については、木造で築 40 年を超え、老朽化が見られます。必要な面積を検証し、既存公共施設での事業実施も含め、代替施設の確保について検討します。

4-2. 施設の方針

学校区児童館の現行建物は、1974 年（S49）に建てられ築 49 年が経過しています。建物・設備が老朽化している為、令和 4 年 3 月 31 日に閉館しました。

児童館は、閉館したため修繕は行いません。業務については現在、二区児童館で継続して実施しています。今後は、（仮）子育て支援総合センター建設事業の中で児童館機能について検討していきます。

4-3. 使用目標年数

学校区児童館の現行建物は、木造により 1974 年（S49）に建てられ、築 49 年が経過しており、今後解体する予定です。

問い合わせ

阿見町保健福祉部二区児童館

〒300-0341 茨城県稲敷郡阿見町うずら野 1-29-11

電話：029-843-3282